**情報伝達訓練の連絡先**

鈴鹿市医師会

　　　　オクレンジャー(Fax)(13:00-14:30)　 　徒歩(14:30-14：50)　　　　　　　　 　Mail(14:50-15：00)

診療所医師 　→ 　鈴鹿市医師会事務局 　→ 　鈴鹿市総合保健センター　 → 鈴鹿保健所

　　　　　　　　　　　　(Fax.059-382-6841)　 　(Fax.059-382-4187 / TEL.059-382-2252)　　　(Fax.059-382-7958 / TEL.059-382-8671)

 (TEL.059-382-3061) (kenkozukuri@city.suzuka.lg.jp)　　 (zhoken@pref.mie.jp)

亀山医師会

　　　Mail(Fax)(13:00-14:30)　　 　Mail(Fax)(14:30-14:50)　　 　　　Mail(Fax)(14:50) Mail(Fax)(14:50-15:00)

診療所医師　 →　亀山医師会事務局　 →　亀山市総合保健福祉センター　→　亀山市危機管理局危機管理室 （ → ） 鈴鹿保健所

　　　　　　　　(Fax.0595-82-9680)　　 (Fax.0595-82-8180 / TEL.0595-84-3316) 　(Fax.0595-82-9955)　　　(Fax.059-382-7958 / 059-382-8671)

　　　　　 (TEL.0595-82-9509) 　　(choujukenkou@city.kameyama.mie.jp) (zhoken@pref.mie.jp)

鈴鹿歯科医師会　　　　　　　　　　　　　　　　Mail(14:30-15:00)

　　　　　　 (13:00-14:30)　　　　　　　　　　Mail(Fax)(14:30-15:00)

歯科診療所医師 　 →　 　 鈴鹿歯科医師会事務局　 　→　 　鈴鹿市総合保健センター （ → ）　 　 鈴鹿保健所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 (Fax.059-382-4187 / TEL.059-382-2252) (Fax.059-382-7958 / TEL.059-382-8671)

(kenkozukuri@city.suzuka.lg.jp) 　　 (zhoken@pref.mie.jp)

亀山歯科医師会　　　　　　　　　　　　　　　　 Mail(14:30-15:00)

　　　　　 　(13:00-14:30)　　　　　　　　　　Mail(Fax)(14:30-15:00)

歯科診療所医師 　→　 　 OKA DENTAL CLINIC　 　→　 　鈴鹿保健所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　(Fax.059-382-7958 / TEL.059-382-8671)

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 (zhoken@pref.mie.jp)

鈴鹿亀山薬剤師会

　　　　　　Mail(Fax)(13:00-15:00)

鈴鹿センター薬局　　　→　　　鈴鹿保健所

　　　　　　　　　　(Fax.059-382-7958 / TEL.059-382-8671)

 (zhoken@pref.mie.jp)

　Mail(Fax)(13:00-14:30)　　　　　　　　　　　 Mail(14:30-15:00)

薬局　　 →　 　　鈴鹿亀山薬剤師会事務局　　　 　→　 　　鈴鹿保健所

　　　　　 　(Fax.059-381-2234 / TEL.059-381-2233)　　　　(Fax.059-382-7958 / TEL.059-382-8671)

(jimu1@suzuyaku.or.jp) 　　(zhoken@pref.mie.jp)

病院

・13:00-15:00にEMISの「緊急時入力」「詳細入力」に必要事項を入力する。

・13:00-15:00に必要に応じて鈴鹿保健所　衛星携帯電話(080-2600-2015）に電話訓練を行う。

警察（伝達ルートは従前のとおり）

　　　　　 Fax(13:00-15:00)

各警察署　　　　→　　　鈴鹿地域防災総合事務所（鈴鹿地方部）(FAXがつながらない場合、Telにて伝達)

　　　　　　　　　　　　(**三重県防災無線FAX**　**鈴鹿地方部：８－０９９－＊＊－４０－６１３（地上系）短縮ダイヤルあり**)

　　　　　　　　　　　　(**三重県防災無線TEL**　**鈴鹿地方部：８－＊－４０－６１１（地上系）**)

消防（H29から直接鈴鹿地方部へ伝達ではなく、実際のルートである市災対本部を通じた伝達ルートに変更）

　　　　　 (13:00-15:00) ※消防本部から市防災担当課への伝達手段は、各市の通信手段で可とするが、習熟上、県防災無線Fax or Tel又は防災情報PFが望ましい。

 ※市災対本部を通じて、地方部への情報伝達完了を15:00までとする。

各消防本部　→　各市災対本部（防災担当課）　→　鈴鹿地域防災総合事務所（鈴鹿地方部）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　※市災対本部から地方部への情報伝達は基本PFとし加えて要請等重要事項は防災無線電話で確認電話のこと。